

令和8年度 埼玉県水防協議会 議事録

- 【開催方法】 Microsoft TeamsによるWeb方式
【日時】 令和8年4月24日(金) 10:00～11:30
【委員出席者】 別紙「令和8年度 埼玉県水防協議会 出欠確認表」のとおり
【概要】

1. 議事

○ 令和8年度 埼玉県水防計画(案)について(資料1)

- ・埼玉県水防計画とは、水防のための組織や連絡系統、重要水防箇所、雨量・水位等の観測・伝達方法、水防情報の発表基準、水防信号や標識など、水防活動にあたって指針となる事項を定めたものであり、毎年改正を行っている。

令和8年度の主な改正点は次のとおり

改正点1 「5段階の警戒レベルにあわせた気象情報名称の変更」

- ・令和7年12月5日に「気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案」が成立し、法改正に伴う新しい防災気象情報の運用が、令和8年5月下旬から開始される。
- ・防災気象情報を5段階の警戒レベルにあわせて発表、対象災害ごとの情報として整理、レベル4相当の情報として危険警報が新設される。さらには、情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表される。
- ・気象庁は、「洪水による重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合」に、洪水の危険性を住民へ迅速かつ確実に伝えるため、洪水の特別警報を新たに実施する。この洪水の特別警報は、河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表される。
- ・洪水予報河川においては、新設される河川氾濫の特別警報がレベル5氾濫特別警報となる。一方、水位周知河川においては、これまでの水位情報による氾濫危険情報等の発表を続けつつ、氾濫通報に基づく氾濫発生水位の充実が図られる。

改正点2 「氾濫の発生・切迫を通報する制度の創設」

- ・気象庁は、「洪水による重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合」に、洪水の危険性を住民へ迅速かつ確実に伝えるため、洪水の特別警報を新たに実施する。そのため、国土交通大臣又は都道府県知事は、気象庁の求めに応じ、洪水の特別警報の判断に必要な情報を提供する。
- ・都道府県知事は、水防法改正第24条の2より、氾濫による著しい危険が切迫した状態にある場合に水防関係者に通知を行うことで、市町村長等による迅速な緊急安全確保措置の指示やその他の的確な水防活動に繋げる。
- ・本県では、洪水予報河川及び水位周知河川の全河川の基準観測所を対象として氾濫通報制度に基づき通報を行う。
- ・従前の洪水予報及び水位周知実施区間を区域に設定している。
- ・設定した区域に対し、氾濫通報の基準となる通報基準を定めている。氾濫発生水位に到達し、巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認した場合に通報を行う。

- 質疑応答なし。
- 議事について承認する。

2. 報告事項

- 令和7年度の埼玉県の水防活動について(資料2)
 - ・埼玉県水防協議会事務局より、令和7年度の埼玉県の水防活動についての報告をした。
- 質疑応答なし。

3. 講演

- 新たな防災気象情報について(資料3)
 - ・気象庁熊谷地方気象台長より、講演をいただいた。
- 質問等なし。

以上

令和8年度 埼玉県水防協議会 次第

日時：令和8年4月24日（金）

10：00～11：30

場所：Microsoft Teams による Web 方式
(埼玉県庁 河川砂防課水防室)

1 開 会

2 会長挨拶

3 委員の紹介

4 議 事

令和8年度 埼玉県水防計画（案）について（資料1）

5 報告事項

令和7年度の埼玉県の水防活動について（資料2）

6 講 演

新たな防災気象情報について（資料3）

気象庁 熊谷地方気象台 台長 板橋 耕一郎 様

7 閉 会

令和8年度埼玉県水防計画（案）の主な改正点

資料1

内容：気象業務法及び水防法の一部改正に伴う変更

改正点1：5段階の警戒レベルにあわせた気象情報名称の変更

- 気象庁が行う予報及び警報の名称変更

該当ページ：「本編」P13～22

- 洪水予報の名称変更

該当ページ：「本編」P21～22

改正点2：氾濫の発生・切迫を通報する制度の創設

- 氾濫・決壊・越水・溢水・異常な漏水の通報及びその後の措置の追加

該当ページ：「本編」P79、P85

- 洪水予報河川及び水位周知河川の氾濫発生水位の設定

該当ページ：「本編」P25～27、P30～31、P32、P36、P38～39

改正点 1 : 5段階の警戒レベルにあわせた気象情報名称の変更

※国土交通省説明会資料より引用

新しい防災気象情報（令和8年5月29日から運用開始予定）

※システム切替は28日13時頃から順次実施予定

- 防災気象情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）を5段階の警戒レベルにあわせて発表します。
- 対象災害ごとの情報として整理するとともに、**レベル4相当の情報として危険警報を新設します。**
- **情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表します。**（例：レベル4大雨危険警報等）

新しい防災気象情報の情報体系とその名称

| | 河川氾濫 1級河川などの 大河川の氾濫 | 大雨 低地の浸水や 大河川以外の氾濫 | 土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや 土石流 | 高潮 海水面上昇や 波の打上げによる浸水 | (警戒レベルごとの) 住民が とるべき行動 |
|--|---------------------------|--------------------------|---------------------------|----------------------------|--------------------------------|
| 警戒レベル 5相当 | レベル5 氾濫特別警報 | レベル5 大雨特別警報 | レベル5 土砂災害特別警報 | レベル5 高潮特別警報 | 命の危険 直ちに安全確保！ |
| ----- <警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！> ----- | | | | | |
| 警戒レベル 4相当 | レベル4 氾濫危険警報 | レベル4 大雨危険警報 | レベル4 土砂災害危険警報 | レベル4 高潮危険警報 | 危険な場所から全員避難 |
| 警戒レベル 3相当 | レベル3 氾濫警報 | レベル3 大雨警報 | レベル3 土砂災害警報 | レベル3 高潮警報 | 避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など |
| 警戒レベル 2 | レベル2 氾濫注意報 | レベル2 大雨注意報 | レベル2 土砂災害注意報 | レベル2 高潮注意報 | 避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど） |
| 警戒レベル 1 | 早期注意情報 | | | | 災害への心構えを高める |

【特設サイト】

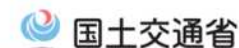
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/keiho-update2026/index.html>

改正点 1 : 5段階の警戒レベルにあわせた気象情報名称の変更

資料 1

※国土交通省説明会資料より引用

防災気象情報の令和8年5月下旬からの主な変更点



河川氾濫・大雨

- **洪水予報**河川では、新設する河川氾濫の特別警報を**レベル 5 氾濫特別警報**とし、(発表には、河川管理者の氾濫通報を活用)
- **水位周知**河川では、これまでの水位情報による氾濫危険情報等の発表を続けつつ、**氾濫通報に基づく氾濫発生情報の充実**を図る。
- **その他河川・下水道**では、**氾濫通報に基づく氾濫発生情報の充実**を図る。
- **洪水警報**は、運用せず、**大雨の予報・警報と一体化**。
(レベル 4 大雨危険警報を新設)

土砂災害

- 警戒レベル 4 相当は、現在の**土砂災害警戒情報からレベル 4 土砂災害危険警報に変更**。
- 警戒レベル 4 相当に至らない**レベル 3 土砂災害警報発表を大幅に削減**。
- レベル 3 土砂災害警報発表時は、**まもなくレベル 4 土砂災害危険警報を発表する可能性大**。

高潮

- **レベルに合わせた名称変更**。
- **気象庁の潮位予測、国土交通省の波の打上げ高予測、都道府県の集約する地形情報等を結集し、国土交通大臣が指定する海岸について、三者で共同して予報・警報を実施**
- **氾濫通報に基づく氾濫発生情報の充実**を図る。

共通

- **情報名称にレベルの数字をつけて発表**。
- レベル 2 では「注意報」、レベル 3 では「警報」と**統一感を持った名称へ**。

改正点 2 : 氾濫の発生・切迫を通報する制度の創設

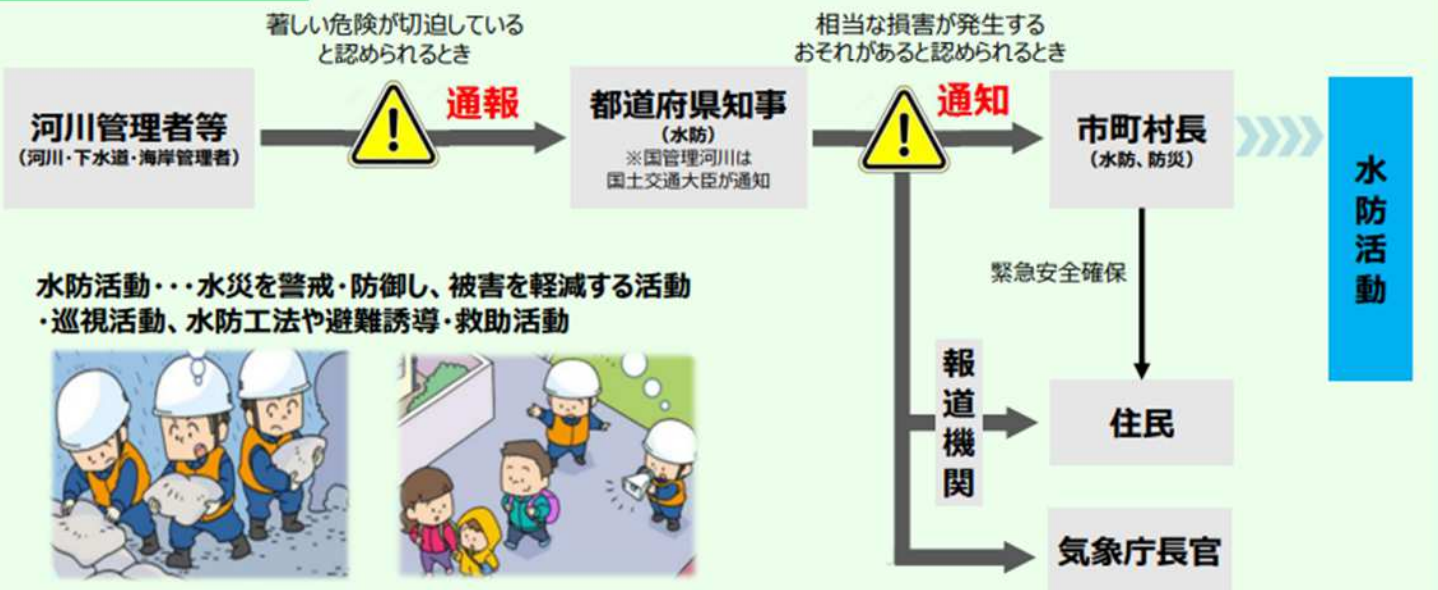
※国土交通省説明会資料より引用

河川管理者等による氾濫に係る通報

- 氾濫によって住民の生命に影響が及ぶ蓋然性が高くなる状況（警戒レベル5となる場合）においては、その状況の速やかな把握や迅速な身の安全を守る行動等の対応をとることが重要となる。
- 氾濫による著しい危険が切迫した状態にあることを、河川管理者等が水防事務を担う都道府県知事等にプッシュ型で通報し、通報を受けた都道府県知事が、水防関係者に通知を行うことで、市町村長等による迅速な緊急安全確保措置の指示やその他の的確な水防活動に繋げる。

※なお、通報を受けた都道府県知事が気象庁長官にも通知を行うことで、特別警報の発表の判断要素として活用される。
※浸水想定区域・・・住宅等が所在する区域において、洪水や高潮による氾濫等により浸水が想定される区域（市町村がハザードマップを作成している）

新たな通報制度の概要



改正点2：氾濫の発生・切迫を通報する制度の創設

資料1

氾濫等の通報を行う河川名、区域（洪水予報河川）

※従前の区域と同じ

※令和8年度水防計画（案）より

| 河川名 | 区域 | |
|--------|-----|--|
| 綾瀬川 | 区域① | 左岸 さいたま市緑区大字大門字野原4910番の2地先礮橋下流端から越谷市大字蒲生字山王3794番地先直轄管理区間境まで 右岸 川口市東川口5丁目31番14号地先礮橋下流端から草加市金明町1361番地3地先直轄管理区間境まで |
| 中川 | 区域② | 右岸 春日部市牛島1323-1 地先（倉松川合流点）から北葛飾郡松伏町下赤岩字掛井堀中通1876-1 地先まで 左岸 春日部市下柳1167 地先から北葛飾郡松伏町下赤岩内膳堀内上1672-1 地先まで |
| 元荒川 | 区域③ | 右岸 越谷市大字三野宮字中川原60-3 地先から越谷市東町二丁目地先（中川合流点）まで 左岸 越谷市大字野島字川端73-1 地先から越谷市中島地先（中川合流点）まで |
| 新方川 | 区域④ | 右岸 さいたま市岩槻区大字大戸字沼端515 番地先から越谷市中島地先（中川合流点）まで 左岸 春日部市大字増田新田字南313 番地先から吉川市川野地先（中川合流点）まで |
| 大落古利根川 | 区域⑤ | 右岸 南埼玉郡宮代町和戸三丁目14 地先から越谷市増森地先（中川合流点）まで 左岸 北葛飾郡杉戸町大字下高野233 番地先から北葛飾郡松伏町下赤岩地先（中川合流点）まで |
| 新河岸川 | 区域⑥ | 左岸 川越市大字大仙波1259-1地先から和光市下新倉4197地先まで 右岸 川越市大字扇河岸243-2地先から和光市下新倉6丁目4198-1地先まで |
| 芝川 | 区域⑦ | 左岸 さいたま市緑区大字大間木字八町2338番地の1地先八丁橋下流から川口市上青木2丁目地内 新芝川分派点まで 川口市上青木2丁目地内 新芝川分派点まで川口市領家5丁目地内 荒川合流点まで 右岸 さいたま市緑区大字大間木字八町1884番地の1地先八丁橋下流から川口市大字辻地内 新芝川分派点まで 川口市領家5丁目地内 新芝川合流点から川口市領家5丁目地内 荒川合流点まで |
| 新芝川 | 区域⑧ | 左岸 川口市上青木2丁目地内 芝川分派点から東京都足立区鹿浜2丁目地内 芝川合流点まで 右岸 川口市大字辻地内 芝川分派点から川口市領家5丁目地内 芝川合流点まで |
| 入間川 | 区域⑨ | 左岸 狭山市広瀬一丁目18地先（広瀬橋上流端）から川越市的場1127地先（入間川橋上流端）まで 右岸 狭山市鶴ノ木（広瀬橋上流端）から川越市池辺1969地先（入間川橋上流端）まで |

改正点 2 : 氾濫の発生・切迫を通報する制度の創設

氾濫等の通報を行う河川名、区域（水位周知河川）

※従前の区域と同じ

※令和 8 年度水防計画（案）より

| 河川名 | 区域 | |
|------------|-----|---|
| 小山川（栗崎） | 区域⑩ | 右岸 児玉郡美里町大字下児玉1095地先（東橋下流端）から深谷市西田591地先（志戸川合流点）まで 左岸 児玉郡美里町大字下児玉1256地先（東橋下流端）から深谷市榛沢字西河原295-2地先まで |
| 小山川（内ヶ島） | 区域⑪ | 右岸 深谷市西田591地先志戸川合流点から深谷市石塚629-1地先（新明橋下流端）まで 左岸 深谷市榛沢字西河原295-2地先から深谷市高島50-1地先（新明橋下流端）まで |
| 福川 | 区域⑫ | 右岸 熊谷市西野字堀之内460-1地先（井殿橋上流端）から行田市北河原（利根川合流点）まで 左岸 熊谷市西野字村478-3地先（井殿橋上流端）から行田市北河原（利根川合流点）まで |
| 女堀川 | 区域⑬ | 右岸 本庄市四方田143-2地先から深谷市西田地先小山川合流点まで 左岸 本庄市今井205-19地先から深谷市西田地先（小山川合流点）まで |
| 唐沢川 | 区域⑭ | 右岸 深谷市西島490-3地先（JR高崎線唐沢川橋梁下流端）から深谷市成塚地先小山川合流点まで 左岸 深谷市西島650-10地先（JR高崎線唐沢川橋梁下流端）から深谷市成塚地先小山川合流点まで |
| 市野川（天神橋） | 区域⑮ | 右岸 東松山市大字市ノ川字西耕地511-1地先（境橋下流端）から東松山市大字松山（滑川合流点）まで 左岸 東松山市大字市ノ川字西耕地510-3地先（境橋下流端）から東松山市大字松山（滑川合流点）まで |
| 市野川（慈雲寺橋） | 区域⑯ | 右岸 東松山市大字松山（滑川合流点）から比企郡川島町大字東大塚（荒川合流点）まで 左岸 東松山市大字松山（滑川合流点）から比企郡川島町大字東部（荒川合流点）まで |
| 鴨川（日進上） | 区域⑰ | 右岸 上尾市向山263-11地先（揺木橋下流端）からさいたま市西区中野林字袋346-3地先まで 左岸 上尾市西宮下4丁目（揺木橋下流端）からさいたま市西区水判土字堀之内102-1地先まで |
| 鴨川（鴨川排水機場） | 区域⑱ | 右岸 さいたま市西区中野林字袋346-3地先からさいたま市桜区新開（さくら草橋上流端）まで 左岸 さいたま市西区水判土字堀ノ内102-1地先からさいたま市桜区田島9丁目（さくら草橋上流端）まで |
| 鴻沼川 | 区域⑲ | 右岸 さいたま市北区榎引町2丁目253-1地先からさいたま市桜区田島地先（鴨川合流点）まで 左岸 さいたま市大宮区大成町3丁目689地先からさいたま市桜区田島地先（鴨川合流点）まで |
| 柳瀬川 | 区域⑳ | 右岸 新座市大和田3丁目97地先（都県境）から志木市本町2丁目1650-1地先（新河岸川合流点）まで 左岸 所沢市大字城字矢崎53地先（柳瀬川橋下流端）から志木市中宗岡5丁目7037地先（新河岸川合流点）まで |
| 黒目川 | 区域㉑ | 右岸 朝霞市膝折町4丁目1733-1地先から朝霞市根岸地先（新河岸川合流点）まで 左岸 朝霞市膝折町3丁目1959-3地先から朝霞市根岸地先（新河岸川合流点）まで |

改正点 2 : 氾濫の発生・切迫を通報する制度の創設

氾濫等の通報を行う通報基準、通報担当官署等（洪水予報河川）

※通報基準を新たに設定、通報先は従前の関係水防管理団体と同じ

※令和 8 年度水防計画（案）より

| 河川名 | 観測所名 | 地先 | 区域 | 通報基準 | 関係水防管理団体 |
|--------|------|---------------|-----|--|------------------------------------|
| 綾瀬川 | 一の橋 | 草加市 長栄町 | 区域① | ・ 氾濫発生水位（5.30m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認 | さいたま市、川口市、 越谷市、草加市 |
| 中川 | 牛島 | 春日部市 藤塚 | 区域② | ・ 氾濫発生水位（6.83m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認 | 春日部市、吉川市、松伏町 |
| 元荒川 | 三野宮 | 越谷市 三野宮 | 区域③ | ・ 氾濫発生水位（7.45m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認 | 越谷市 |
| 新方川 | 増林 | 越谷市 花田 | 区域④ | ・ 氾濫発生水位（4.56m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認 | さいたま市、越谷市、 春日部市、吉川市 |
| 大落古利根川 | 杉戸 | 北葛飾郡 杉戸町杉戸 | 区域⑤ | ・ 氾濫発生水位（8.22m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認 | 越谷市、春日部市、松伏町、 杉戸町、宮代町 |
| 新河岸川 | 宮戸橋 | 朝霞市 宮戸 | 区域⑥ | ・ 氾濫発生水位（8.48m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認 | 志木市、朝霞市、和光市、 富士見市、ふじみ野市、 川越市 |
| 芝川 | 青木水門 | 川口市 辻 | 区域⑦ | ・ 氾濫発生水位（6.13m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認 | さいたま市、川口市 |
| 新芝川 | 青木水門 | 川口市 辻 | 区域⑧ | ・ 氾濫発生水位（6.13m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認 | さいたま市、川口市 |
| 入間川 | 新富士見 | 狭山市 上広瀬 | 区域⑨ | ・ 氾濫発生水位（50.38m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認 | 狭山市、川越市 |

改正点 2 : 氾濫の発生・切迫を通報する制度の創設

氾濫等の通報を行う通報基準、通報担当官署等（水位周知河川）

※通報基準を新たに設定、通報先は従前の関係水防管理団体と同じ

※令和 8 年度水防計画（案）より

| 河川名 | 観測所名 | 地先 | 区域 | 通報基準 | 関係水防管理団体 |
|------------|------------|-------------------|-----|--|--------------------------|
| 小山川（栗崎） | 栗崎 | 本庄市 栗崎 | 区域⑩ | ・ 氾濫発生水位（62.76m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認 | 本庄市、美里町、 大里郡利根川水害予防組合 |
| 小山川（内ヶ島） | 内ヶ島 | 深谷市 大塚 | 区域⑪ | ・ 氾濫発生水位（40.10m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認 | 大里郡利根川水害予防組合、 本庄市 |
| 福川 | 井殿橋 | 熊谷市 西野字宮前 | 区域⑫ | ・ 氾濫発生水位（29.82m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認 | 大里郡利根川水害予防組合、 行田市 |
| 女堀川 | 今井大橋 | 本庄市 今井 | 区域⑬ | ・ 氾濫発生水位（68.70m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認 | 本庄市、深谷市 |
| 唐沢川 | 新東橋 | 深谷市 西島町 | 区域⑭ | ・ 氾濫発生水位（39.33m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認 | 深谷市 |
| 市野川（天神橋） | 天神橋 | 東松山市 松山 | 区域⑮ | ・ 氾濫発生水位（21.11m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認 | 東松山市 |
| 市野川（慈雲寺橋） | 慈雲寺橋 | 吉見町 江綱 | 区域⑯ | ・ 氾濫発生水位（19.86m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認 | 吉見町、川島町、東松山市 |
| 鴨川（日進上） | 日進上 | さいたま市西区 日進町二丁目 | 区域⑰ | ・ 氾濫発生水位（8.80m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認 | さいたま市、上尾市 |
| 鴨川（鴨川排水機場） | 鴨川 排水機場 | さいたま市桜区 下大久保 | 区域⑱ | ・ 氾濫発生水位（8.09m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認 | さいたま市 |
| 鴻沼川 | 十五条橋 | さいたま市北区 楯引二丁目 | 区域⑲ | ・ 氾濫発生水位（12.81m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認 | さいたま市 |
| 柳瀬川 | 清柳橋 | 所沢市 坂の下 | 区域⑳ | ・ 氾濫発生水位（21.87m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認 | 志木市、新座市、所沢市、 三芳町、富士見市 |
| 黒目川 | 浜崎 | 朝霞市 浜崎 | 区域㉑ | ・ 氾濫発生水位（7.06m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認 | 朝霞市 |